

令和4年度 鳥取県立皆生養護学校中学部（単一障がい学級）教育課程

1 教育目標 自らチャレンジしようとする生徒を育てる ～将来につながる今のQOLの向上～

2 努力点・重点

- ・学習全般にわたって生徒の実態を把握し、学力向上に努める。
- ・生徒個々に応じて、より主体的な生き方をめざす意欲と態度の育成に努め、自分の考えや思いを伝える力を育てる。

3 年間授業時数等

指導の形態	教科等	努力点	1年	2年	3年	
教科別領域別の指導	国語	・社会生活に必要な国語について正確に理解し、適切に表現する能力を育成し、伝え合う力を高め、思考力や想像力、豊かな言語感覚を養う。	140	140	105	
	社会	・社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追求したり解決したりする活動を通して、国家及び社会の形成に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成する。	105	105	140	
	数学	・数学的活動を通して、数量や図形などに関する基礎的な知識や技能についての理解を深め、生活の中で活用しようとする態度を育てる。	140	105	140	
	理科	・自然の事物・現象についての理解を深め、観察、実験等の活動を通して、科学的に追求するために必要な資質・能力の基礎を養う。	105	140	140	
	音楽	・表現及び鑑賞の幅広い活動を通して音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成する。	45	35	35	
	美術	・対象や事象を捉える造形的な見方・考え方に気づき、働かせ、意図に合わせて表現を工夫していきこうとする態度を養い、創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育む。	45	35	35	
	保健体育	・個々の障がいの実態に応じて健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、生涯にわたって運動に親しむことや、健康で安全な生活を営むための能力と態度を育てる。	70	70	70	
	技術・家庭	・生活に必要な基礎的な知識及び技術の習得を通して、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的態度を育てると共に、生活や社会の中から問題を見いだして考え、解決する力を養う。	70	70	35	
	外国語(英)	・外国語による言語活動を通して、簡単な情報や考え方を理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成する。	140	140	140	
	自立活動	・生徒個々の教育的ニーズに基づいてねらいを明確にし、指導内容と指導方法の工夫に努める。 ・教育活動全般を通して、指導の充実に努める。	187	187	187	
特別の教科 道徳	・自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。	35	35	35		
総合的な学習の時間	・探求的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。	50	70	70		
計			1132	1132	1132	
特別活動	学級活動	・活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。	35	35	35	
	学校行事	4月 着任式 始業式 入学式 身体測定	7月 終業式	10月 避難訓練 皆生・ブライト・フェスティバル 校外学習（1・2年）	1月 始業式	年間時数 1年：36 2年：39 3年：42
		5月 校外学習 避難訓練	8月 始業式	11月	2月	
		6月 皆生スポレク祭 校外学習	9月 修学旅行（3年）	12月 終業式	3月 卒業式 修了式 離任式	

4 生徒の実態、特性

- ・日常生活動作の一部に介助が必要である。
- ・障がいがあるため行動が制約される傾向にあり、体験の拡大に支援を要する。
- ・障がいの多様化に伴い、個に応じた指導方法の工夫が必要である。

5 特色ある教育活動

- ・学校間交流（近隣の中学校）や地域交流を実施し、交流及び共同学習を通して経験の拡大を図り社会性を育てる。
- ・将来の生活を考える機会になるように進路体験学習・修学旅行・校外学習を実施し、日頃の学習に生かす。

6 備考

- ・授業日数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1年生	14	19	22	14	4	20	20	20	16	15	19	17	200
2年生	16	19	22	14	4	20	20	20	16	15	19	17	202
3年生	16	19	22	14	4	20	20	20	16	15	19	7	192

- ・ 1 単位時間は 4 5 分とする。
- ・ 給食時間に給食指導を毎日 3 0 分、自立活動として実施する。総計 1 1 7 時間とする。

7 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の適用（該当のある場合は、適用欄に「○」を、詳細欄にその具体を記入すること。該当のない場合は、空欄とすること。）

小学部・中学部学習指導要領第 1 章第 8 節

取扱い	適用	詳 細
1 (1)	○	障がいの状態により、保健体育の内容のうち「B 器械運動」「F 武道」等の実技で実施困難な学習の一部を、取り扱わない。
1 (2)	○	障がいの状態による学習進度の遅れに応じて、各教科の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年より前の学年の内容及び目標に替える。
1 (3)		
1 (4)		
1 (5)		
1 (6)		
2		
3		
4		
5		
6		